

# 戸籍事務について

平成27年10月  
法務省民事局民事第一課

# 戸籍制度とは

戸籍制度Ⅱ身分関係の登録・公証を目的とする制度

## 公証の対象等

日本国民

親子関係

夫婦関係

兄弟姉妹関係

親族関係

成年・未成年

住民基本台帳

人口動態調査

## 利用場面

国籍証明

(旅券発給業務等)

相続・親権・扶養

(相続登記等)

取引能力・婚姻能力等

各種行政事務

の基礎資料

※なお、類似する制度である住民票(住民基本台帳)は、氏名、生年月日、性別、住所等を記録し、居住関係の公証を目的とする制度であり、国民健康保険、国民年金等の各種行政サービスの基礎にもなっている。

総務省が所管する住民基本台帳法に基づき行われている。

# 戸籍事務の処理

## 1 戸籍事務の処理

- ・ 市区町村長による事務処理

戸籍に関する事務は、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、法定受託事務として、市区町村長が事務処理している。

※ なお、日本の大使、公使又は領事は、日本人同士を当事者とする婚姻届等、外国における日本人を事件本人とする届出を受理する権限を有する。

## 2 戸籍事務に対する国の関与

- ・ 法務大臣による戸籍事務の処理基準の策定
- ・ 法務局又は地方法務局長の求報告・助言・勧告・指示